

事業者向け 補助・支援制度のご案内

商工課
☎34-5610



詳しくはこちら

●選びたくなる会社になるための支援

労働環境改善・働きがい 向上モデル企業創出事業

労働環境の整備や組織づくりの相談を受け、助言などをする専門家を派遣します。

中小企業向けSBT 認証取得促進補助金

認証の取得の手続きを委託するときの費用を補助します。

デジタル化推進事業

デジタルツールなどの導入を支援します。

外国人材受入 環境整備補助金

外国人材が使う社宅のリフォーム費や日本語研修費などを補助します。

人材育成研修受講料補助金

中小企業大学校三条校、燕三条地場産業振興センターなどが行う研修を受講するときの費用を補助します。

NEW 工場等遮熱断熱促進 補助金

工場などの遮熱断熱のための工事費用を補助します。

勤労者福祉共済

市が行う中小企業向けの福利厚生制度です。慶事・弔事の給付金や、入浴施設・デイズニールランドなどのテーマパークの利用料金の割引などがあります。

●安定した事業の継続などのための支援

脱炭素化経営推進事業

CO₂排出量の計測・削減の計画を策定・実行するためのツールを無料で試せます。

企業設置奨励制度

新しい事業所を設置するために取得した土地・家屋などの固定資産税・都市計画税相当額を、事業開始後3年間交付します。

*いずれも、予算額に達し次第終了します。

事業承継等推進補助金

事業承継のための計画策定や株価算定を委託するときの費用やM&A仲介手数料などを補助します。

先端設備等導入計画

労働生産性を向上させる設備投資をするときに、固定資産税の軽減や信用保証協会による追加保証を受けられます。

各種制度融資

事業資金を金融機関が低利・固定金利で融資します。一部の制度では信用保証料も補助します。

鍛冶人材育成 推進事業補助金

新たに雇用する職人の賃金などの費用を補助します。

外来種の防除に協力ください

オオキンケイギク



キク科の多年草。5～7月にかけて5～7センチの花を咲かせ、花びらの先端には不規則に4～5つのぎざぎざがあります。

アレチウリ



ウリ科の一年草のツル性植物。非常に繁殖力が強く、他の植物や樹木にからみついて枯らしてしまうことがあります。

セイタカアワダチソウ



キク科の多年草。種子と地下茎の両方で増え、河川敷や空き地などで生育します。

在来生物を駆逐するなど、生態系に悪影響を及ぼします。

環境課
☎34-5558

見つけたら、根ごと引き抜き、土を落としてビニール袋で密閉し、2、3日天日にさらして燃えるごみとして出してください。*長いときは40センチ以下に切ってください。

带状疱疹予防接種費用の助成は今年度で終了します

健康づくり課
☎34-5443

令和8年4月1日以降に任意で受けた接種は、全額自己負担です。

対象 市内在住の50歳以上が令和6年4月1日～令和8年3月31日に受けた接種
 *市の費用助成は1度のみです。



詳しくはこちら

助成額 接種費用の1/2
 *生ワクチンは1回(上限4,000円)、不活化ワクチンは2回(上限1回につき10,000円)、いずれか1種類のみ助成します。
 *不活化ワクチンの2回目の接種が令和8年4月1日以降のときは、その費用は全額自己負担です。

助成方法 ① 市委託医療機関での接種
 助成額を差し引いた額が医療機関から請求されますので、支払ってください。
 ② ①以外の医療機関での接種
 医療機関で接種費用の全額を支払い、助成申請書兼実績報告書(HP)と、領収書など予防接種を受けたことが分かる書類を持参か郵送ください。
 (提出先 〒955-8686 三条市 健康づくり課) 後日、指定口座に助成金を振り込みます。

地域の皆さんの相談相手

福祉課 ☎34-5405

民生委員・児童委員、主任児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、守秘義務があります。安心して相談ください。



地区の委員はこちら

相談ください

高齢者、子育て、障がい者、困窮者、引きこもりなどの相談に助言し、必要であれば市や包括支援センターなどの関係機関へつなぎます。



協力ください

災害や救急搬送のときなどに支援が必要な高齢者の情報を確認しています。随時、情報の更新が必要なため、確認に訪問することがありますので、情報提供ください。
 *委員は身分証を携帯しています。



民生委員・児童委員になりませんか

今年は3年に1度の一斉改選の年で、12月に新しい委員が委嘱されます。地域に貢献できる、やりがいのある仕事です。経験がなくてもできます。興味のある人は問い合わせください。

危険な空家などの解体費用を補助します

環境課
☎34-5435

市の事前調査が必要です。解体前に相談ください。

対象…特定空家(*1)や管理不全空家(*2)の所有者か相続人
対象工事…補助対象の空家などを全て解体・除却し、更地にする工事
補助内容…**特定空家** 補助対象経費の4/5(上限50万円)
管理不全空家 上限20万円

その他…すでに完了・着手した工事、交付決定前に行った契約による工事は対象外です。
 ・特定空家を解体したときに、翌年度の固定資産税・都市計画税を最大2年間減免する制度があります。



詳しくはこちら

- *1 倒壊など保安上危険な家屋や、衛生上非常に有害な家屋
- *2 適切に管理されておらず、放置すれば特定空家に該当する恐れがある家屋(本補助では、延床面積の1/2以上が居住目的のものが対象です)